運営規程

訪問看護ステーション はこぶね

指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕事業運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社STパートナーズが設置する訪問看護ステーションはこぶね(以下「事業所」という。)において実施する指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)の利用者の立場に立った適切な指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の提供を確保することを目的とする。

(指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の運営の方針)

第2条 事業所が実施する指定居宅療養管理指導事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮し、居宅管理指導従事者等が通院の困難な利用者の居宅を訪問し、心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図るものとする。

事業所が実施する指定介護予防居宅療養管理指導事業は、利用者が、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営めるように配慮し、居宅管理指導従事者等が通院の困難な利用者の居宅を訪問し、心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ることにより、生活機能の維持又は向上を図るものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従 業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の提供にあたっては、介護保険法第 118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 8 前6項のほか、指定居宅療養管理指導においては「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並び に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年1

1月1日大阪府条例第115号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

指定介護予防居宅療養管理指導においては、「大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」(大阪府条例第116号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定居宅療養管理指導[指定介護予防居宅療養管理指導]の提供に当たっては、事業所の 看護師等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

- 第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名称 訪問看護ステーション はこぶね
 - (2) 所在地 大阪府高石市取石1丁目12-11-203

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

- 第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする
 - (1) 管理者 看護師 1名(常勤職員、ただし看護職員との兼務)

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定居宅療養管理指導[指定介護予防居宅療養管理指導]が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅療養管理指導[指定介護予防居宅療養管理指導]の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 看護職員 2.5 名以上

看護師 2.5名以上(常勤 2名以上)

看護職員は、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画 [介護予防サービス計画] の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の指導・支援や利用者・家族に対する 療養上必要な事項の指導・助言を行う。

- (3) 理学療法士または作業療法士または言語聴覚士 1名以上
- (4) 事務職員 1名以上

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。 ただし、12月30日から1月3日までを除く。
 - (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
 - (3) 電話により24時間常時連絡が可能な体制とする。(契約者のみ)

(指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の内容)

- 第7条 事業所で行う指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明

利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載

(サービス内容の例)

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置
- (2) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕
- (3) 訪問看護報告書の作成

(指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の利用料等)

第8条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが 法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の介護負担割合証に記載された割合 に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に 関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)によるものとする。

2 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の介護負担割合証に記載された割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生省告示第127号)によるものとする。

- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
 - *事業所から片道の走行距離1キロメートルにつき 15円
- 4 前3項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 5 指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の提供に開始に際し、あらかじめ、 利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(衛生管理等)

- 第9条 従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生 的な管理に努めるものとする。
 - 2事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置 を講じるものとする。
 - (1)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3)事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を 定期的に実施する。

(緊急時等における対応方法)

- 第10条 指定居宅療養管理指導 [指定介護予防居宅療養管理指導] の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定居宅療養管理指導 [指定介護予防居宅療養管理指導] の提供により事故が 発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡す るとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第11条 指定居宅療養管理指導 [指定介護予防居宅療養管理指導] の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕に関し、介護保 険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該 市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町 村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原 則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の 了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を準備する。
 - (3) 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4)前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者をおく。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅療養管理指導 [指定介護予防居宅療養管理指導]の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の 業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画|という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継統計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第15条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、 業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
 - (2) 継続研修 年2回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者で なくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定居宅療養管理指導 [指定介護予防居宅療養管理指導] の提供をさせないものとする。
- 5 事業所は、指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕に関する記録を整備し、 そのサービスを提供した日から最低5年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社STパートナーズと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和6年9月1日から施行する。